

業務名 : 奈良県公共交通基本計画等調査検討業務委託 (公共交通基本計画推進事業)

●配置予定技術者(企業)の経験及び能力等

評価項目	評価の着目点		技術点				
	判断基準		管理技術者	担当技術者(※4)	照査技術者	小計	合計
配置予定技術者(企業)の経験及び能力※5	資格要件	技術者資格を次のとおり評価する。 ①技術士(総合技術監理部門(建設)「都市及び地方計画」) ①技術士(建設部門「都市及び地方計画」) ②RCCM「都市計画及び地方計画」 ③上記①②以外	① 2 ② 1 ③ 0	① 2 ② 1 ③ 0	① 1 ② 0.5 ③ 0	5	23
	資格・実績等	専門技術力 業務執行技術力 ① 平成24年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した同種業務及び類似業務の実績を次のとおり評価する。(照査技術者としての実績は評価しない。) 同種業務:クロスセクター効果の調査・検討業務(※1)(※6) 類似業務:公共交通計画の調査・検討業務(※1) ①同種業務の実績がある ②類似業務の実績がある ③上記①、②以外	① 3 ② 1.5 ③ 0	① 2 ② 1 ③ 0		5	
	情報収集力	地域精通度 平成24年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した近畿地方整備局又は奈良県県土マネジメント部発注の下記業務実績の有無について、次のとおり評価する。(照査技術者としての実績は評価しない。) ①奈良県内における業務実績あり ②上記①以外	① 2 ② 0	① 2 ② 0		4	
成績・表彰	専門技術力	企業の業務執行技術力 平成30年4月1日以降、令和4年3月31日までに完了した奈良県県土マネジメント部発注の建設コンサルタント業務の委託業務等成績評定点を、次のとおり評価する(※2)(※3)。 ①65点以上 (業務成績評定点の平均値-65)×0.2 ②60点以上65点未満 (業務成績評定点の平均値-65)×0.4 ③60点未満 -3	Max 7			7	
	専門技術力	業務執行技術力 ② 近畿地方整備局発注の平成30年4月1日以降、令和4年3月31日までに完了した業務のうち、本業務の公告日までに表彰された優秀建設技術者表彰又は優良工事等施工者表彰(建設コンサルタント等)の経験について、次のとおり評価する。(照査技術者としての実績は評価しない。) ①局長表彰の実績あり ②部長表彰の実績あり ②事務所長表彰の実績あり ③上記①②以外	① 1 ② 0.5 ③ 0	① 1 ② 0.5 ③ 0		2	
手持ち業務量※5	専任制	公告日時点における契約額500万円以上の手持ち業務量について、次のとおり評価する。(照査技術者として従事するものは含めない。) ①手持ち業務の契約総額1億円未満、かつ手持ち業務の件数が5件未満 ②手持ち業務の契約総額1億円以上2億円未満、かつ手持ち業務の件数が5件未満 ③上記①②以外	① 3 ② 1.5 ③ 0	① 2 ② 1 ③ 0		5	5

- ※1 国、地方公共団体又は協議会が発注した業務に限る。なお、「協議会」とは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項に位置付けられた協議会とする(当該事実が確認できるものに限る)。
- ※2 予定価格100万円以上の奈良県県土マネジメント部発注業務の業務実績がない場合は65点として評価は0点とする。
- ※3 評価対象となる委託業務等成績評定点は[調査、計画業務]・[概略、予備設計業務]・[詳細設計業務]・[工事管理業務]・[積算技術業務]とする。([測量作業、地質調査、単純調査等業務]を除く。)
- ※4 担当技術者を複数もうける場合の評価値は、各々の担当技術者の平均値により算出する。
- ※5 「配置予定技術者(企業)の経験及び能力」、「手持ち業務量」の状況等を明確に判断できる資料が添付されていない場合は、加点しない。
- ※6 クロスセクター効果とは、公共交通があることで、まちづくりや医療、福祉、観光といった他施策分野との関連で生じている「可視化されていない価値」による効果

●業務の実施方針

評価項目	評価の着目点		技術点		
		判断基準	評価点	小計	合計
実施方針・ 工程表・その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	※※	6	14
	実施手順	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。		4	
	その他	業務内容に適した実施体制となっている場合に優位に評価する。		4	

●評価テーマ

評価項目	評価の着目点		技術点		
		判断基準	評価点	小計	合計
評価テーマ に関する技術 提案	評価テーマ1 「基本計画に 掲げる「公共 交通とまちづ くり等の検討 プロセス」の 実施に係る運 営支援」につ いて	①バスカルテを今後の路線維持に向けての検討材料として活用する上での着眼点について、具体的かつ明確に示されている場合に優位に評価する。	※※	10	24
		②公共交通とまちづくりのデザインにおける重点取組事項の設定における着眼点について、具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。		14	
	評価テーマ2 「地域公共交 通の多面的評 価方法（クロ スセクター効 果）の奈良県 版簡易算出 ツールの作 成」につ いて	①奈良県版簡易算定ツールを作成する上での着眼点について、具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。	※※	20	34
		②奈良県版簡易算定ツールを各市町村が活用するにあたっての着眼点について、具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。		14	

評価項目	評価の着目点		技術点		
	評価項目	評価基準	評価点	小計	合計
参考見積	業務コストの妥当性 業務量の目安として示した限度額を超えている場合、又は、見積項目が不足している場合は特定しない。			—	

合計				100	
----	--	--	--	-----	--

※※ の評価値は、審査員による5段階評価（100%・75%・50%・25%・0%）を行い、その平均点により算出する。
技術点は、小数第3位を切り捨てし小数第2位まで算出する。